

第二十二條 中央委員會の下に左の部門を置き中央常任委員を各部長に任す。但し必要に應じ中央常任委員は同時に二部門の部長を兼任する事を得。  
組織部 争議部 政治部 國際部 調査部 教育出版部 共濟部 財政部  
各部の細則は別に之を定め部長及嘱托は中央委員會に於て選任するものとす。

### 第四章 役員

第二十三條 本會に左の役員を置く。

- 一、中央委員長 一名
- 二、部 長 若干名

第二十四條 中央委員長は本則第十六條第十八條第二十一條に規定する所に從ひ本會を代表して一般會務を統攝し其實に任するものとす

第二十五條 部長は本則第二十二條第二十二條に規定する處に從ひ會務を處理し其實に任するものとす

第二十六條 役員は有給又は無給とし給料の額は中央委員會に於て之を定む

### 第五章 加盟脱退及規律

第二十七條 本會への加盟又は退脱は大會若しくは中央委員會の承認を要す

第二十八條 大會又は中央委員會は必要と認むる場合加盟組合又組合員に對し勸告警告を發し次の場合には加盟組合を除名する事を得  
一、本會の綱領宣言規約並大會及中央委員會の重要決議に反したる場合

二、間諜的行爲ありたる場合

三、其他労働階級の利害を衷切り組合運動の精神に反し階級道徳を傷ける行爲ありたる場合

第二十九條 地方評議會及全國的産業別聯合會は前條に準じて加盟組合又は組合員に對して勸告警告を發し又は中央委員會に加盟組合の除名を申告する事を得

第三十條 中央委員會の除名決議に對しては大會に上訴する事を得  
上訴期間中は加盟組合としての權利義務は一切存続するものとす

第三十一條 除名の決議は總て定員三分の二以上の出席を要し出席三分の二以上の同意に依つて成立す

第三十二條 加盟各組合が脱退し又は除名されたる場合は本會基金其他に對する一切の權利を失ふものとす

### 第六章 會計

第三十三條 本會の經費は加盟組合に於て之を負担す

但し負擔額は大會に於て決定し中央委員會に於て特に必要と認むる場合臨時徵集を爲す事を得

第三十四條 本會の收入及支出に關する豫算及決算は大會に附議して承認を經る事を得

第三十五條 本會の會計年度を二月一日より翌年一月三十一日迄とす  
但し大會の期日變更したる時は大會前二ヶ月を以て前年度の終りとす

第三十六條 本會の財務管理及會計監督に關しては中央委員會の運轉責任とす

### 第七章 附 則

第三十七條 本則は大正十四年五月二十五日より實施す